

第3号議案

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会規約等の改正について

戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業実施要綱、作付拡大条件不利補正交付金事業実施要綱、耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱の制定により、県協議会の規約、会計処理規程、文書決裁規定の改正及び戸別所得補償制度導入推進事業業務方法書、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業業務方法書、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書、耕畜連携粗飼料増産対策事業業務方法書を別添のとおり制定する。

主な変更点

1 規約、会計処理規程、文書決裁規程の改正

新規事業の追加

- (1) 戸別所得補償制度導入推進事業
- (2) 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業
- (3) 作付拡大条件不利補正交付金事業
- (4) 耕畜連携粗飼料増産対策事業

2 業務方法書の制定

(1) 戸別所得補償制度導入推進事業業務方法書

戸別所得補償モデル対策を実施するため、県協議会や地域協議会において必要となる事務経費を助成する戸別所得補償制度導入推進事業を実施するため、業務方法書を制定する。

(2) 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業業務方法書

自給率の低い麦、大豆や米粉用米、飼料用米の需要拡大の取組を推進するとともに、大豆 300A 技術などの新技術の導入を推進する自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大対策事業を実施するため、業務方法書を制定する。

(3) 作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書

自給率の低い麦、大豆の作付拡大に取り組む担い手に対して支援を行う作付拡大条件不利補正対策事業を実施するため、業務方法書を制定する。

(4) 耕畜連携粗飼料増産対策事業業務方法書

水田を有効に活用して国産飼料の自給率を向上するため、水田におけるわら専用稲の生産や水田放牧の実施等の取組に対して助成する耕畜連携粗飼料増産対策事業を実施するため、業務方法書を制定する。

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会規約新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ~ 第24条 【略】</p> <p>(資金)</p> <p>第25条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 水田農業構造改革交付金の交付金</p> <p>(2) 耕畜連携水田活用対策の補助金</p> <p>(3) 水田農業構造改革対策推進交付金</p> <p>(4) 水田等有効活用促進交付金</p> <p>(5) 削除</p> <p>(5) 水田等有効活用促進指導費交付金</p> <p>(6) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業費交付金</p> <p>(7) 水田最大活用推進緊急対策交付金</p> <p>(8) 戸別所得補償制度導入推進事業補助金</p> <p>(9) 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業補助金</p> <p>(10) 作付拡大条件不利補正交付金</p> <p>(11) 耕畜連携粗飼料増産対策事業交付金</p> <p>(12) 会員からの負担金</p> <p>(資金の取扱い)</p> <p>第26条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。</p> <p>(事務経費支弁の方法等)</p> <p>第27条 県協議会の事務に要する経費は、第25条第8号の戸別所得補償制度導入推進事業補助金、9号の自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業補助金、10号の作付拡大条件不利補正交付金、第11号の耕畜連携粗飼料増産対策事業交付金及び第12号の会員からの負担金をもって充てる。</p> <p>2 (削除)</p> <p>第28条~第30条 【略】</p> <p>附則</p> <p>1 この規約は、平成16年2月17日から施行する(一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成21年3月12日、平成21年4月15日、<u>平成22年4月 日</u>)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ~ 第24条 【略】</p> <p>(資金)</p> <p>第25条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 水田農業構造改革交付金の交付金</p> <p>(2) 耕畜連携水田活用対策の補助金</p> <p>(3) 水田農業構造改革対策推進交付金</p> <p>(4) 水田等有効活用促進交付金</p> <p>(5) 牛肉等関税財源飼料対策費補助金</p> <p>(6) 水田等有効活用促進指導費交付金</p> <p>(7) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業費交付金</p> <p>(8) 水田最大活用推進緊急対策交付金</p> <p>(9) 会員からの負担金</p> <p>(資金の取扱い)</p> <p>第26条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。</p> <p>(事務経費支弁の方法等)</p> <p>第27条 県協議会の事務に要する経費は、第25条第2号の耕畜連携水田活用対策の補助金、同条第3号の水田農業構造改革対策推進交付金及び同条第4号の会員からの負担金をもって充てる。</p> <p>2 県協議会の事務に要する経費は、第25条第1号の資金から支弁してはならない。</p> <p>第28条~第30条 【略】</p> <p>附則</p> <p>1 この規約は、平成16年2月17日から施行する(一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成21年3月12日、平成21年4月15日)</p>

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会計処理規程新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～3条【略】 (会計区分)</p> <p>第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、事業年度ごとにそれぞれ区分して経理する。</p> <p>(1) 産地確立交付金事業会計 (2) 稲作構造改革促進交付金事業会計 (3) 新需給調整システム定着交付金助成事業会計 (4) 耕畜連携水田活用対策会計 (5) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業費交付金会計 (6) 水田最大活用推進緊急対策交付金会計 (7) 水田農業構造改革対策推進交付金会計 (8) 水田等有効活用促進交付金事業会計</p> <p><u>(9) 削除</u></p> <p>(9) 水田等有効活用促進指導事業会計</p> <p><u>(10) 戸別所得補償制度導入推進事業補助金会計</u></p> <p><u>(11) 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業補助金会計</u></p> <p><u>(12) 作付拡大条件不利補正交付金会計</u></p> <p><u>(13) 耕畜連携粗飼料増産対策事業交付金会計</u></p> <p>2 【略】</p> <p>第5条～第9条 【略】</p> <p>第2章～第7章【略】</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成16年2月17日から施行する(一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成20年4月13日、平成21年3月12日、平成21年4月15日、<u>平成22年4月 日</u>)、</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～3条【略】 (会計区分)</p> <p>第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。</p> <p>(1) 産地確立交付金事業会計 (2) 稲作構造改革促進交付金事業会計 (3) 新需給調整システム定着交付金助成事業会計 (4) 耕畜連携水田活用対策会計 (5) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業費交付金会計 (6) 水田最大活用推進緊急対策交付金会計 (7) 水田農業構造改革対策推進交付金会計 (8) 水田等有効活用促進交付金事業会計</p> <p><u>(9) 牛肉等関税財源飼料対策事業会計</u></p> <p>(10) 水田等有効活用促進指導事業会計</p> <p>2 【略】</p> <p>第5条～第9条 【略】</p> <p>第2章～第7章【略】</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成16年2月17日から施行する(一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成20年4月13日、平成21年3月12日、平成21年4月15日)</p>

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会文書決裁規程新旧対照表

新	旧
<p>第1条～14条 【略】</p> <p>附則</p> <p>1～5 【略】</p> <p>6 この規程は、平成21年4月15日から改正施行する。</p> <p><u>7 この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。</u></p> <p><u>8</u> 平成19年度に執行する平成18年度対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。</p>	<p>第1条～14条 【略】</p> <p>附則</p> <p>1～5 【略】</p> <p>6 この規程は、平成21年4月15日から改正施行する。</p> <p><u>7</u> 平成19年度に執行する平成18年度対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。</p>

新

別表2 ~ 5 【略】

事務の内容	会長 決裁	理事 専決	事務 局長 専決
<u>6</u> <u>その他事業関係</u>			
(1) <u>補助金の交付申請、請求、実績報告及び返還に関する事</u>	—		
(2) <u>補助金の支出に関する事</u>	—		
(3) <u>事業の実施に係る書類の提出期日に関する事</u>			—
(4) <u>事業の実施に係る会議の開催に関する事</u>			—
(5) <u>県協議会が保有する情報の公開及び提供に関する事</u>		—	
(6) <u>県協議会に対する陳情、要請その他重要な事項に関する事</u>	—		
(7) <u>地域協議会等に対する通知、照会等に関する事</u>			—
(8) <u>国への回答、報告等に関する事</u>			—
(9) <u>起案等の処理を要しない接受文書に関する事</u>			—

事務の内容	会長 決裁	理事 専決	事務 局長 専決
<u>7</u> <u>県協議会運営関係</u>			
(1) <u>地域水田農業推進協議会の承認に関する事（設立等に関する場合）</u>			
(2) <u>地域水田農業推進協議会規約の変更承認に関する事</u>			

旧

別表2 ~ 5 【略】

(新設)

事務の内容	会長 決裁	理事 専決	事務 局長 専決
<u>6</u> <u>県協議会運営関係</u>			
(1) <u>地域水田農業推進協議会の承認に関する事（設立等に関する場合）</u>			
(2) <u>地域水田農業推進協議会規約の変更承認に関する事</u>			

新

決裁副会長について

会長は、県協議会文書決裁規程第4条第1項に基づき、決裁副会長を任命する。

副会長の決裁の分担

事務処理規程第3条 第1項に定める 事務の区分	決裁を行う副会長	
	所属・職名	氏名
水田農業構造改革交付金 (産地確立対策)	愛知県農林水産部長	<u>小出茂樹</u>
食料自給力向上緊急生産 拡大対策事業交付金		
水田最大活用推進緊急対 策交付金		
水田等有効活用促進対策		
水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進事業)	愛知県経済農業協同組合連合会代表理事 事長	岩間夷久夫
耕畜連携水田活用対策 (取組面積助成事業)	愛知県経済農業協同組合連合会代表理事 事長	岩間夷久夫
耕畜連携水田活用対策 (生産振興助成事業)	愛知県農林水産部長	<u>小出茂樹</u>
県協議会の運営	愛知県農林水産部長	<u>小出茂樹</u>

旧

決裁副会長について

会長は、県協議会文書決裁規程第4条第1項に基づき、決裁副会長を任命する。

副会長の決裁の分担

事務処理規程第3条 第1項に定める 事務の区分	決裁を行う副会長	
	所属・職名	氏名
水田農業構造改革交付金 (産地確立対策)	愛知県農林水産部長	<u>永田 清</u>
食料自給力向上緊急生産 拡大対策事業交付金		
水田最大活用推進緊急対 策交付金		
水田等有効活用促進対策		
水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進事業)	愛知県経済農業協同組合連合会代表理事 事長	岩間夷久夫
耕畜連携水田活用対策 (取組面積助成事業)	愛知県経済農業協同組合連合会代表理事 事長	岩間夷久夫
耕畜連携水田活用対策 (生産振興助成事業)	愛知県農林水産部長	<u>永田 清</u>
県協議会の運営	愛知県農林水産部長	<u>永田 清</u>

新			旧		
《参考》 決裁理事について			《参考》 決裁理事について		
事務処理規程第3条第1項 に定める事務の区分	決裁を行う理事		事務処理規程第3条第1項 に定める事務の区分	決裁を行う理事	
	所属・職名	氏名		所属・職名	氏名
水田農業構造改革交付金 (産地確立対策) (食料自給力向上緊急生産拡大対策事業) (水田最大活用推進緊急対策) (水田等有効活用促進対策)	愛知県農業協同組合中央会専務理事	石川好和	水田農業構造改革交付金 (産地確立対策) (食料自給力向上緊急生産拡大対策事業) (水田最大活用推進緊急対策) (水田等有効活用促進対策)	愛知県農業協同組合中央会専務理事	石川好和
水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進事業)	愛知県経済農業協同組合連合会常務理事	権田博康	水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進事業)	愛知県経済農業協同組合連合会常務理事	河合信彦
耕畜連携水田活用対策 (取組面積助成事業)	愛知県経済農業協同組合連合会常務理事	権田博康	耕畜連携水田活用対策 (取組面積助成事業)	愛知県経済農業協同組合連合会常務理事	河合信彦
耕畜連携水田活用対策 (生産振興助成事業)	愛知県農林水産部技監	太田進康	耕畜連携水田活用対策 (生産振興助成事業)	愛知県農林水産部技監	太田進康
県協議会の運営に係る事務	愛知県農業協同組合中央会専務理事	石川好和	県協議会の運営に係る事務	愛知県農業協同組合中央会専務理事	石川好和
<p>決裁理事は、県協議会事務処理規程第3条第1項各号に定める事務区分を分担する事務局に係る会員の役職員の中から選任された、会長及び副会長以外の理事とする(文書決裁規程第4条第1項)。</p>			<p>決裁理事は、県協議会事務処理規程第3条第1項各号に定める事務区分を分担する事務局に係る会員の役職員の中から選任された、会長及び副会長以外の理事とする(文書決裁規程第4条第1項)。</p>		

戸別所得補償制度導入推進事業業務方法書

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会（以下「県協議会」という。）が行う戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱（平成22年4月1日付け政第191号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け政第192号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に規定する業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、戸別所得補償制度実証等事業費補助金の交付決定に当たって東海農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守することとし、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱第3に基づき行う事業に要する経費を市町村、地域水田農業推進協議会に対する戸別所得補償制度導入推進事業（以下「推進事業」という。）に係る助成金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営しなければならない。

第2章 推進事業の実施

(推進事業に係る助成金の配分方針)

第3条 県協議会長は、実施要綱第4の県推進活動計画を作成し、国の承認を受ける際は、地域協議会等に対する助成金の配分方針を記載することとする。

(交付の申請)

第4条 地域協議会等の長は、助成金の交付を申請する際は、別記様式第1の交付申請書を県協議会長に提出するものとする。

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 県協議会長は、第4条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容が当該推進事業の目的及び内容に照らし合わせて適正であるか等について審査の上、適正であると認めるときは、助成金の交付決定を行い、速やかに別記様式第2号による助成金交付決定通知書を地域協議会等の長に通知するものとする。

2 県協議会長は、前項の交付決定に際して、実施要綱、交付要綱、本業務方法書等に従うことその他必要な条件を付すことができる。

(計画変更の承認)

第6条 地域協議会等は、事業内容の変更等により、県協議会長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第3号の変更(中止又は廃止)承認申請書を県協議会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 県協議会長が定める軽微な変更は、地域協議会等に対する交付額の30%を超える増減及び事業実施主体の変更以外の変更とする。

3 県協議会長は、1の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

4 県協議会長は、1の変更(中止又は廃止)承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めたときは、その旨を地域協議会等に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 地域協議会等の長は、助成金の交付を受けようとするときは、県協議会長から示された配分額の範囲内で、推進事業の実施に必要な経費を別記様式第4号により県協議会長に請求するものとする。

(助成金の支払)

第8条 県協議会長は、第7条の請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正であると認めた場合には、助成金の交付を決定するものとし、助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を地域協議会等に交付するとともに、県協議会長は、地域協議会等の長に当該交付額を別記様式第5号により通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 地域協議会等の長は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県協議会に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、地域協議会等の長は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出しなければならない。

第3章 報 告

(状況報告)

第10条 県協議会長は、地域協議会等の長に対し、必要に応じて別記様式第6号による推進事業の遂行状況報告書を作成し、県協議会長に報告させることができる。

(実績報告書)

第11条 助成金の交付を受けた地域協議会等の長は、推進事業が完了したときは、別記様式第7号による実績報告書を作成し、助成金の交付のあった年度の3月31日までに県協議会長に提出するものとする。

(助成金の額の確定等)

第12条 県協議会長は、第11条の実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査をするほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、実績報告書を受領した日から20日以内に別記様式第8号により地域協議会等に通知するものとする。

2 都道府県協議会長は、地域協議会等に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

3 2の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(助成金の返納)

第13条 県協議会長は、地域協議会等が実施要綱、交付要綱その他の法令等に違反したと認められた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認められた場合には、推進事業に係る助成金の全部又は一部について、返納を求めることができる。この場合には、県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を地域協議会等の長に送付しなければならない。

2 前項の助成金の返納を求められた地域協議会等は、前項の期日までに求められた額を県協議会に返納しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会等の長は、県協議会長に対し、期日の延長又は返納の全部若しくは一部の取消しを求めることができる。この措置を求める場合には、地域協議会等の長は、期日までに返納できない理由又は返還を困難とする理由を記載した書面を返納の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。

3 県協議会長は、前項の期日の延長又は返納の全部若しくは一部の取消しを求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあつてはこれを認め、改めて、返納の額及び返納の期日を記載した書面(期日の延長の場合にあつては返納の期日のみを、返納の全部の取消しの場合にあつてはその旨を記載した書面)を地域協議会等の長に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあつてはその旨を地域協議会等の長に通知するものとする。

4 県協議会長は、地域協議会等が第1項の返納を相当の期間行わない場合又は第2項の返納の期日(前項の規定により期日の延長を行った場合にあつてはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合にあつては第1項の期日に第2項の書面を県協議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該地域協議会等の長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日)を経過してもなお行わない場合には、当該地域協議会等への推進事業に係

る助成金の交付を停止するものとする。また、県協議会長は、東海農政局長より、当該地域協議会の補助可能枠から既交付額を控除した額を国に返還することその他とるべき措置について指示を受けるとともに、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。

5 県協議会長は、1の返納を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

6 5の加算金の納付については、第12条の3の規定を準用する。

第4章 雑 則

(帳簿の備付け等)

第14条 助成金の交付を受けた地域協議会等及びその交付に係る事務を司った会員は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの書類を助成金の交付決定のあった会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(監査)

第15条 県協議会長は、地域協議会等に対し、必要があるときは、前条に規定する帳簿等について監査することができるものとする。

(その他)

第16条 本業務方法書に定めるもののほか、推進事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、東海農政局長の承認を受けてから県協議会長が別に定めるものとする。

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長 殿

所在地
団体名 地域協議会
代表者 地域協議会長 印

戸別所得補償制度導入推進事業に係る助成金の交付申請について

平成 22 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、戸別所得補償制度導入推進事業業務方法書第 4 条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 交付申請金額 金 円

3 事業の内容及び経費の内訳

(1) 地域推進活動計画 (又は実績)

区 分	内 容	備 考
1 . (主な取り組み) 2 .	(実施時期、実施回数及び実施内容 等)	

注：地域推進活動計画 (又は実績) 欄の記載は、戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱第 4 の 2 に定める別記様式第 2 号の写しにより代えることができる。

(2) 経費の内訳

区 分	推進事業に 要する経費	備 考		備 考
		補 助 金	そ の 他	
戸別所得補償制度導 入推進事業費補助金	円			
合 計				

4 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
戸別所得補償制度導入推進事 業費補助金 (1) 助成金 (2) その他		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
戸別所得補償制度導入推進事業費補助金		
合 計		

5 添付書類

地域協議会等

地域推進活動計画

地域協議会規約

地域協議会長 殿

住所
愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会長 印

戸別所得補償制度導入推進事業に係る助成金の交付決定について

平成 年 月 日付けをもって申請のあった戸別所得補償制度導入推進事業に係る助成金については、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 助成金の交付決定額は、金 , 円とする。
- 2 交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請（以下「申請書」という。）のあった戸別所得補償制度導入推進事業に係る助成金とし、その内容は、平成 年 月 日付けで申請のあった地域推進活動計画書に記載されたとおりとする。
- 3 地域協議会等の長は、戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱（平成22年4月1日付け政第191号農林水産事務次官依命通知。）、戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け政第192号農林水産事務次官依命通知。）及び戸別所得補償制度導入推進事業業務方法書（平成22年 月 日付け 第 号愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長）に従わなければならない。
- 4 地域協議会等の長は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、交付金の交付決定のあった会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

別記様式第 3 号

番 号
年 月 日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長 殿

所在地

団体名

代表者

地域協議会

地域協議会長 印

経費の配分及び事業内容の変更（中止又は廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった戸別所得補償制度導入推進事業に係る助成金について、下記の通り変更したいので、戸別所得補償制度導入推進事業業務方法書（平成 年 月 日付け 第 号都道府県協議会長）第 6 の 1 の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別記様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長 殿

所在地

団体名

代表者

地域協議会

地域協議会長 印

戸別所得補償制度導入推進事業に係る助成金の請求について

戸別所得補償制度導入推進事業業務方法書第 7 条の規定に基づき下記のとおり請求する。

記

1 戸別所得補償制度導入推進事業

請求額：

円

(注) 交付額の計算の基礎をなした資料及び助成要件の確認資料を提示すること

2 振込先

別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

地域協議会長 殿

住所
愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会長 印

戸別所得補償制度導入推進事業に係る助成金の助成金額について

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった戸別所得補償制度導入推進事業に係る助成金額については、下記のとおり交付したので、戸別所得補償制度導入推進事業業務方法書第 8 条の規定に基づき通知する。

記

事業に要する助成金の額は、金 , 円とする。

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長 殿

所在地
団体名 地域協議会
代表者 地域協議会長 印

戸別所得補償制度導入推進事業に係る遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知のあった事業について、戸別所得補償制度導入推進事業業務方法書第 11 条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況 (22年 月 日)	進捗状況	備 考
	円	円	%	

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長 殿

所在地
団体名 地域協議会
代表者 地域協議会長 印

戸別所得補償制度導入推進事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知のあった事業について、戸別所得補償制度導入推進事業業務方法書第12条の規定に基づき下記のとおり報告する。

記

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		助 成 金	そ の 他	
1 謝金				
2 旅費				
3 事務等経費				
4 委託費				
5 費				
6 費				

(注) 助成金の交付決定後に事業内容を変更した場合は、通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

別紙様式第8号

番 号
年 月 日

地域協議会長 殿

住 所
愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会 長 印

戸別所得補償制度導入推進事業に係る助成金の額の確定について

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった戸別所得補償制度導入推進事業に係る助成金については、戸別所得補償制度導入推進事業実績報告書に基づき、助成金の額を金 , 円に確定したので、戸別所得補償制度導入推進事業業務方法書第13条第1項の規定により通知する。

自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業業務方法書(案)

第1章 総 則

(目的)

第1 この業務方法書は、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）が行う自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第10209号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21生産第10211号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第10210号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に規定する事業（以下「本事業」という。）の業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2 都道府県協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、実施要領、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって東海農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱第3に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な資金（以下「資金」という。）を安全に管理しつつ、地域協議会（実施要綱第2の2に定める地域協議会）をいう。）及び食品製造業者等（実施要綱第2の3の「食品製造業者等」をいう。）に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正に、適正かつ効率的に運営しなければならない。

2 都道府県協議会は、実施要綱、交付要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、本事業を行う都道府県内の地域協議会及び食品製造業者等（以下「事業実施者」という。）に対し、本事業に係る助成金を交付するものとする。

第2章 資金の管理

(資金の管理)

第3 都道府県協議会は、本事業に係る資金については、特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

2 都道府県協議会は、本事業に係る助成金の交付は、前項の勘定から行うものとする。

3 都道府県協議会は、本事業について、事業実施者ごとに収支を明確にするも

のとする。

4 都道府県協議会は、第1項の資金を愛知県信用農業協同組合連合会当座預金により管理する。

第3章 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業の実施 (地域協議会の承認等)

第3 地域協議会は、実施要綱第3の取組を行おうとするときは、次に掲げる運営等に係る規約その他の規程(以下「協議会規約等」という。)を定めるとともに、地域協議会の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得て、地域協議会を設置するものとする。なお、既存の協議会を活用して実施要綱第3に定める事業を行おうとする場合には、必要に応じて協議会規約等を改正するとともに、協議会の事業計画を作成し、当該協議会の総会の議決を得るものとする。

ア 運営規約

イ 事務処理規程

ウ 会計処理規程

エ 文書取扱規程

オ 公印取扱規程

カ 内部監査実施規程

2 地域協議会は、当該地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会に会員名簿、協議会規約等及び都道府県協議会の事業計画を添えて、別記様式第1号により申請を行い、その承認を受けなければならない。

3 都道府県協議会は、2の申請の内容を審査し、実施要領第3の1の要件を満たすと認める場合には、申請を受けた日から10日以内を目途にこれを承認し、地域協議会に通知しなければならない。

4 地域協議会は、需要拡大事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、5年間保存しなければならない。

5 地域協議会は、1のアの運営規約を変更するときは、別紙様式第2号をにより都道府県協議会に変更の承認の申請をしなければならない。

6 地域協議会は、1のイからカまでの規程を変更したときは、別紙様式第3号により速やかに都道府県協議会に届け出なければならない。

7 都道府県協議会は、地域協議会が実施要領第3の1の要件を欠いたと認めた場合又は実施要綱第3に定める取組の適正な執行を怠り、これを是正する措置を執らなかつたと認めた場合であつて、3の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ東海農政局長等から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、3の承認を取り消したときは、その理由を地域協議会に通知

しなければならない。

(事務手続)

第5 事業実施者は、実施要領第4の1の(1)の 及び(2)の 、2の(1)の 及び(2)の 、3の(1)及び第5並びに第6の4に定めるところにより、別記様式第1号により、下表の事業実施計画書を添付して、都道府県協議会に提出し、承認の申請を行うものとする。

また、都道府県協議会は、食品製造業者等から上記の申請があった場合は、当該業者の営業経歴書、登記簿謄本、財務諸表類、納税証明書、その他必要と認められた書類等を求めることができるものとする。

2 事業実施者が需要即応型生産流通体制緊急整備事業実施要領(平成21年5月29日付け21生産第1531号農林水産省生産局長通知。)に基づく取組の実施主体である場合であって、かつ、同要領別記2の第3の3に基づき事業実施者が作成した事業実施計画の平成22年度分の内容について重要な変更がない場合においては、1の事業実施計画等に代えることとしても差し支えないものとする。

3 都道府県協議会は、提出された事業実施計画書の内容について、実行可能性、将来性、需要拡大効果、内容の妥当性等を総合的に審査・評価するものとし、その結果、当該計画が優先的に取り組むべき計画として適当と認めるときは、採択を決定し、参考様式第4号により事業実施者に通知するものとする。

4 事業実施者は、前項により承認を受けた事業実施計画等を変更するときは、下表に示す様式により、変更の申請書を作成し、都道府県協議会に提出し、承認を受けるものとする。

5 事業実施計画等の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更があった場合は、1の規程による手続に準じて行うものとする。

(1) 事業の中止、廃止又は新設

(2) 事業実施者の変更

(3) 事業費の3割を超える増減

事業内容	事業計画の名称	添付様式
パン・中華めん用小麦 品種の作付 大豆300A技術の実証 大豆の複数年契約栽培 の推進 米粉用米・飼料用米の 複数年契約栽培の推進 推進事務の取組	・作付計画及び事業実施計画 ・大豆300A技術普及計画及び事業実施 計画 ・大豆の安定供給計画及び事業実施計画 ・米粉用米・飼料用米の安定供給計画及 び事業実施計画 ・推進事務実施計画	参考様式 第1-1号
食品製造業者等による国 産麦、大豆及び米粉用米・ 飼料用米を用いた商品開 発等の取組	需要拡大計画及び事業実施計画	参考様式 第1-2号

第4章 助成金の交付

(助成金の交付)

第6 事業実施者は、本事業の実施に必要な経費について、参考様式第5号により、都道府県協議会に交付を申請するものとする。

2 都道府県協議会は、事業実施者より、本事業の交付申請があった場合には、申請内容について審査し、交付決定した場合において、参考様式第6号により、事業実施者に通知するものとする。

3 事業実施者は、前項の経費について、参考様式第7号により、事業が完了する以前に概算払を請求することができるものとする。ただし、食品製造業者等による国産麦、大豆及び米粉用米・飼料用米を用いた商品開発等の取組は除く。

4 都道府県協議会は、事業実施者から、1及び2の交付申請及び概算払請求があり、その内容が適性であると認められた場合には第3の資金から、参考様式第8号により、速やかに概算金額を事業実施者に交付するものとする。

5 事業実施者は、1の申請書を提出するに当たって、実施要綱第3の事業について、当該助成金に係る仕入れに係る消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方

税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計に補助率を得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合に当たってはこの限りではない。

（助成金の返還）

第 7 本事業の助成金の交付を受けた事業実施者は、助成金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成金の全部又は一部を都道府県協議会に返納しなければならない。

2 都道府県協議会は、事業実施者が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、助成金の全部又は一部について、返納を求めるものとする。この場合、都道府県協議会は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を事業実施者に送付しなければならない。

3 前項の助成金の返納を求められた事業実施者は、前項の期日までに求められた額を都道府県協議会に返納しなければならない。

（事業の着手）

第 8 事業実施者は、事業の着手を原則として、実施要領第 6 の 4 の助成金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県協議会の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（参考様式第 9 号）を都道府県協議会に提出するものとする。

2 1 のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、本対策に係る事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施者は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

3 1 のただし書により交付決定前に着手する場合については、都道府県協議会は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業に係る事業

が適正に行われるようにするものとする。

（事業の中止又は廃止）

第9 事業実施者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県協議会に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、事業実施者は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を都道府県協議会長に提出しなければならない。

第5章 報 告

（事業実施状況の報告）

第10 都道府県協議会は、必要に応じて、事業実施者より、実施状況の報告を求めることができるものとする。

（事業実績の報告及び精算払い）

第11 事業実施者は、事業が完了した日から30日以内または平成23年3月15日のいずれか早い期日までに都道府県協議会に対して、参考様式第10号により、事業の実績を報告し、助成金の精算及び請求するものとする。

2 都道府県協議会は、事業実績報告書及び助成金請求書を受けたときは、その内容について、確認を行うとともに、事業実施者に対して、参考様式第11号により、助成金の額の確定を通知するとともに、必要に応じて精算払いを行い、又は助成金の返還を求めるものとする。

3 第6の5のただし書きにより交付の申請をした事業実施者は、第7の1の実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

4 都道府県協議会は、事業の実施状況について、事業実施者からの報告を取りまとめ、平成23年4月9日まで実施要領別記様式第5号により、地方農政局長等に報告するものとする。

第6章 雑 則

（事業期間）

第12 本事業の事業期間は、交付決定日から平成23年3月31日までとする。

（帳簿の備付け等）

第13 事業実施者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するもの

とする。

- 2 都道府県協議会は、必要に応じて、事業実施者に対し、本事業に係る経理内容を調査し、都道府県協議会への助成金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

- 第 14 実施要領の第 4 の 1 の (2) の に規定する都道府県協議会が特に振興・普及する必要があると認められる大豆の作柄安定化に資する革新的な技術は、 高能率摘心機によるダイズの増収技術、 耕うん同時畝立播種栽培技術におけるダウンカットロータリーの使用、 条間 50 cm以下の狭畦密植栽培とする。

- 第 15 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、都道府県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、東海農政局長の承認のあった日から施行する。

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長
殿

住所
協議会
(食品製造業者等)
会長
(代表取締役) 【印】

自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業
事業実施計画書の承認申請について

自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第10209号農林水産事務次官依命通知）第4に定める取組を実施したいので、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業業務方法書第5の1の規定に基づき、事業実施計画書を作成したので、下記の関係書類を添えて承認を申請する。

記

1. 添付書類 事業実施計画書

2. 担当窓口 (1) 氏名
(2) 所属、役職名
(3) 所在地（冒頭に記入した申請者所在地と同じであれば不要）
(4) 電話、FAX
(5) Eメールアドレス

（注1）需要拡大事業実施計画書を変更する場合は、「事業実施計画書の承認申請について」を、「事業実施計画書の変更の承認申請について」とし、「作成したのを」「変更したのを」とすること。

（注2）申請者が地域協議会の場合は、「1. 添付書類」の事業実施計画書のほか、会員名簿、協議会の運営に係る規約、その他の規程を添付するものとする。

パン・中華めん用小麦品種の作付計画及び事業実施計画

ア パン・中華めん用小麦品種の作付実績及び計画並びに所要額

品 種 名	22年産（実績）			23年産（計画）					備 考	
	作付面積 (ha) A	うち初冬播き栽培技術導入作付面積 (ha)	初冬播き栽培技術導入面積割合 (%)	作付面積 (ha) B	うち初冬播き栽培技術導入作付面積 (ha)	初冬播き栽培技術導入面積割合 (%)	作付拡大面積 (ha) B - A	交付単価 (円/10a)		所要額 (千円)
合計	0	0		0	0				0	

（注）実施要領第4の1の（1）の の告示の別表に定めていない品種であって、都道府県協議会が「パン又は中華めんの製造用」として特に振興する必要があると認める品種を記載する際は、備考欄に「特認」と明記すること。

イ パン・中華めん用小麦品種の作付計画に関する助成金の使途

使途の種類	具体的な内容
パン・中華めん用小麦品種の作付に取り組む生産者等に対する助成	
パン・中華めん用小麦品種の生産に必要な資材及び機材・機械の共同購入	

大豆300A技術等普及計画及び事業実施計画

ア 地域における大豆作の課題と技術実証の内容

実証地区における大豆作の課題	技術実証の内容	大豆300A技術の普及により期待される効果

イ 大豆300A技術等の導入状況と目標面積

技術名	現状(21年産)(ha)	目標(23年産)(ha)

ウ 大豆300A技術等の所要額

地域名(予定)	技術名	実証ほ設置計画面積(ha)	交付単価(円/10a)	所要額(千円)
合計		0		0

(注)実施要領第4の1の(2)の アからクまでのほか、大豆の作柄安定化に資する革新的な耕起・播種技術であり、都道府県協議会が特に振興・普及する必要があると認める技術を記載する際は、備考欄に「特認予定」と明記すること。

エ 助成金の使途

使途の種類	具体的な内容
実証ほを設置した生産者等に対する助成	
その他実証ほの設置に要する経費	

大豆の安定供給計画及び事業実施計画

ア 契約者名

売り手	買い手	仲介者

注) 売り手及び買い手以外の第三者に委託して契約を締結する場合は仲介者欄に委託先の名称を記入すること。

イ 大豆の複数年栽培契約の取組目標と所要額

契約栽培の 産地品種銘柄等	21年産（実績）		22年産（計画）				23年産（計画）		24年産（計画）	
	数量（kg）	契約価格 （円/60kg）	数量（kg）	契約価格 （円/60kg）	交付単価 （円/60kg）	所要額 （千円）	数量（kg）	契約価格 （円/60kg）	数量（kg）	契約価格 （円/60kg）
計	0		0			0	0		0	

（注）平成21年度第1次補正予算で措置された「需要即応型生産流通体制緊急整備事業（うち、自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業）」において、当該取組を実施した場合にあっては、21年度契約分（実績）及び23年産までの契約分（計画）を記載すること。

ウ 助成金の使途

使途の種類	具体的な内容
栽培契約を締結した生産者等に対する助成	
食品製造業者への大豆の運送、保管に要する経費	
その他複数年契約の推進に不可欠な経費	

米粉用米・飼料用米の安定供給計画及び事業計画

ア 契約者名

売り手	買い手	仲介者

(注) 売り手及び買い手以外の第3者に委託して契約を締結する場合は仲介者欄に委託先の名称を記入すること。

イ 米粉用米・飼料用米の生産状況と今後の見込み

産地・地域名	用途 (米粉・飼料)	品種名	作付面積 (単位: ha)			
			21年産(実績)	22年産(計画)	23年産(計画)	24年産(計画)
合計			0	0	0	0

ウ 米粉用米、飼料用米の複数年栽培契約の取組目標と所要額

産地 (取組年度産)	用途 (米粉・飼料)	21年産(実績)		22年産(計画)				23年産(計画)		24年産(計画)	
		数量(kg)	契約価格 (円/60kg)	数量(kg)	契約価格 (円/60kg)	交付単価 (円/60kg)	所要額 (千円)	数量(kg)	契約価格 (円/60kg)	数量(kg)	契約価格 (円/60kg)
計		0		0			0	0		0	

(注) 一つの協議会において米粉用米と飼料用米を作付する場合は、2段階で記入すること。

(注) 平成21年度第1次補正予算で措置された「需要即応型生産流通体制緊急整備事業(うち、自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業)」において、当該取組を実施した場合にあっては、21年度契約分(実績)及び23年産までの契約分(計画)を記載すること。

エ 助成金の使途

使途の種類	具体的な内容
栽培契約を締結した生産者等に対する助成	
その他複数年契約の推進に不可欠な経費	

2 推進事務費（都道府県及び地域協議会）

都道府県協議会名	推進内容	所要額 (千円)

地域協議会名	推進内容	所要額 (千円)

合	計	0
---	---	---

需要拡大事業実施計画書（ 食品製造業者等）

食品製造業者等による国産原材料を用いた商品開発等の取組

需要拡大計画及び事業実施計画

企業名等	商品開発等の概要	国産原材料			商品開発に必要な使用数量 (kg)	22年度所要額 (千円)	備 考
		作目名	品 種 名	産 地			

（注）国産原料の作目名については、麦、大豆、米粉用米及び飼料用米の別を、産地については、 県産、 県 地域産などを記載する。

（注）平成21年度第1次補正予算で措置された「需要即応型生産流通体制緊急整備事業（うち、自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業）」において、当該取組を実施した場合にあっては、備考欄に「H21より取組開始、交付額 千円」と記載すること。

（3） 助成金の使途

商品開発の概要（ ）

	主な取組内容	所要額（円）
商品の開発に要する原材料費、 資材費及び当該商品の宣伝に要する 試供品の原材料費及び資材費		
製造方法の改良のための試験及び 分析に要する経費		
商品開発に必要となる備品の リース経費		
新商品の開発委託費に要する経 費		
新商品の評価に要する経費		
県産品展示会等への出展に要す る経費		
商品の意匠・商標等の開発及び その登録に要する経費		
	合 計	

参考様式第2号

第 年 月 日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長
殿

住所
協議会
会長

【印】

協議会規約変更承認申請書

協議会規約を下記により変更したいので、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業業務方法書第3の5の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

- 1 協議会規約を変更する理由
- 2 変更箇所（協議会規約新旧対照表）

- 添付書類
- 1 変更後の協議会規約案
 - 2 規約の変更を議決した総会の議事録の写し

参考様式第3号

第 号
年 月 日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長
殿

住所
協議会
会長

【印】

協議会規程変更届出書

協議会 規程を下記により変更したので、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業業務方法書第3の6に基づき、関係書類を添えて届出する。

- 1 変更した規程の名称
- 2 変更箇所

- 添付書類
- 1 変更後の 協議会 規程
 - 2 規程の変更を議決した総会の議事録の写し

参考様式第4号

第 号
年 月 日

協議会
(食品製造業者等)
会長 殿
(代表取締役 殿)

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会長 【印】

自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業の採択通知について

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった地域事業実施計画については、
内容審査の結果、適当と認められるので、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業業
務方法書第5の3の規程により通知する。

参考様式第 5 号

第 号
年 月 日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長
殿

住所
協議会
(食品製造業者等)
会長
(代表取締役) 【印】

自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業の交付申請について

平成 年 月 日付け 第 号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業業務方法書第 6 の 1 の規定により 円の交付を申請をする。

(注)

1. 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
2. 前記 1 より、計画承認の事業内容から変更して交付申請所を提出する場合は、本文中の「平成 年 月 日付けで計画承認があった事業計画内容のとおり事業をしたいので」を「平成 年 月 日付けで計画承認があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。

参考様式第 5 号

事業の内容

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 需要拡大事業 (1)需要拡大に資する生産技術を導入する取組 (2)産地・生産者と食品製造業者等との結び付きを強化する取組 (3)食品製造業者等による国産の麦、大豆及び米粉用米・飼料用米を用いた商品開発等の取組 2 推進事務費 (地域協議会のみ)				
合計				

(注)

1 備考欄には事業名ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額 円のうち補助金 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額は明らかでない場合には、「含む税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、合計の欄の備考欄に合計額（除税額 円のうち補助金 円）を記入すること。

2 補助金以外の負担があった場合には、別途記載すること。

参考様式第6号

第 号
年 月 日

協議会
(食品製造業者等)
会長 殿
(代表取締役 殿)

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会長 【印】

自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業の交付決定通知について

平成 年 月 日 第 号で申請のあった交付申請について、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業業務方法書第6の2の規定に基づき、下記のとおり交付決定をしたので通知する。

記

交付決定額 円

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会長 殿

協議会
(食品製造業者等)
会長
(代表取締役) 【印】

自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業の概算払い請求について

平成 年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、概算払いの請求をしたいので、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業業務方法書第6の3の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

1 請求額等

区分	交付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額(C)		残額 (A)-(B)-(C)		備考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高	
1 需要拡大事業 (1)需要拡大に資する生産技術を導入する取組 (2)産地・生産者と食品製造業者等との結び付きを強化する取組 (3)食品製造業者等による国産の麦、大豆及び米粉用米・飼料用米を用いた商品開発等の取組 2 推進事務費 (地域協議会のみ)	円	円	%	円	%	円	%	
合計								

2 振込口座等

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	
口座名義(カタカナ)			

(注)

複数回に分けて請求する場合で、2回目以降の請求にあっては、「交付されたく」を「追加交付されたく」と置き換える。

参考様式第 8 号

第 号
年 月 日

協議会
(食品製造業者等)
会長 殿
(代表取締役 殿)

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会長 【印】

自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業の概算払い通知について

平成 年 月 日 第 号で概算払い請求のあった件について、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業業務方法書第 6 の 2 の規定に基づき、下記のとおり概算払いを行うことを通知する。

記

概算払い額 円

番 年 月 日 号

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会長 殿

協議会
(食品製造業者等)
会長
(代表取締役) 【印】

自給力向上戦略作物等需要拡大対策事業交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間においては、計画変更を行わないこと。

添付書類：自給力向上戦略作物等需要拡大対策事業着手計画書

参考様式第9号添付書類
自給力向上戦略作物等需要拡大対策事業交付決定前着手計画書

事業実施者名	
--------	--

事業内容	事業量	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

合計額 0

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
 会長 殿

協議会
 (食品製造業者等)
 会長
 (代表取締役) 【印】

自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業の実績報告について

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知があった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業業務方法書第11の1の規定により、その実績を報告する。
 また、併せて、精算額として 円の交付を請求する。

- 1 . 添付書類 事業実績報告書
 2 請求額等

区分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額(C)	残額 (A)-(B)-(C)
1 需要拡大事業 (1)需要拡大に資する生産技術を導入する取組 (2)産地・生産者と食品製造業者等との結び付きを強化する取組 (3)食品製造業者等による国産の麦、大豆及び米粉用米・飼料用米を用いた商品開発等の取組 2 推進事務費 (地域協議会のみ)	円	円	円	円
合計				

3 振込口座等

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	
口座名義(カタカナ)			

パン・中華めん用小麦品種の作付実績及び事業実績報告

ア パン・中華めん用小麦品種の作付実績及び実績並びに交付額

品 種 名	22年産（実績）			23年産（実績）			交付単価 （円/10a）	交付額（千円）	備 考
	作付面積 （ha） A	うち初冬播き栽培技術導入作付面積（ha）	初冬播き栽培技術導入面積割合（%）	作付面積（ha） B	うち初冬播き栽培技術導入作付面積（ha）	初冬播き栽培技術導入面積割合（%）			
合計	0	0		0	0			0	

（注）実施要領第4の1の（1）の の告示の別表に定めていない品種であって、都道府県協議会が「パン又は中華めんの製造用」として特に振興する必要があると認める品種を記載する際は、備考欄に「特認」と明記すること。

イ パン・中華めん用小麦品種の作付実績に関する助成金の使途

使途の種類	具体的な内容
パン・中華めん用小麦品種の作付に取り組む生産者等に対する助成	
パン・中華めん用小麦品種の生産に必要な資材及び機材・機械の共同購入	

大豆300A技術等普及実績及び事業実績報告

ア 地域における大豆作の課題と技術実証の内容

実証地区における大豆作の課題	技術実証の内容	大豆300A技術の普及により期待された効果

イ 大豆300A技術等の導入状況と目標面積

技術名	現状(21年産)(ha)	目標(23年産)(ha)

ウ 大豆300A技術等の交付額

地域名(予定)	技術名	実証ほ設置実績面積(ha)	交付単価(円/10a)	交付額(千円)
合計		0		0

(注)実施要領第4の1の(2)の アからクまでのほか、大豆の作柄安定化に資する革新的な耕起・播種技術であり、都道府県協議会が特に振興・普及する必要があると認める技術を記載する際は、備考欄に「特認予定」と明記すること。

エ 助成金の使途

使途の種類	具体的な内容
実証ほを設置した生産者等に対する助成	
その他実証ほの設置に要する経費	

大豆の安定供給実績及び事業実績報告

ア 契約者名

売り手	買い手	仲介者

注) 売り手及び買い手以外の第3者に委託して契約を締結する場合は仲介者欄に委託先の名称を記入すること。

イ 大豆の複数年栽培契約の取組目標と交付額

契約栽培の 産地品種銘柄等	21年産(実績)		22年産(実績)				23年産(実績)		24年産(実績)	
	数量(kg)	契約価格 (円/60kg)	数量(kg)	契約価格 (円/60kg)	交付単価 (円/60kg)	交付額 (千円)	数量(kg)	契約価格 (円/60kg)	数量(kg)	契約価格 (円/60kg)
計	0		0			0	0		0	

(注) 平成21年度第1次補正予算で措置された「需要即応型生産流通体制緊急整備事業(うち、自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業)」において、当該取組を実施した場合にあっては、21年度契約分(実績)及び23年産までの契約分(実績)を記載すること。

ウ 助成金の使途

使途の種類	具体的な内容
栽培契約を締結した生産者等に対する助成	
食品製造業者への大豆の運送、保管に要する経費	
その他複数年契約の推進に不可欠な経費	

米粉用米・飼料用米の安定供給実績及び事業実績

ア 契約者名

売り手	買い手	仲介者

(注) 売り手及び買い手以外の第3者に委託して契約を締結する場合は仲介者欄に委託先の名称を記入すること。

イ 米粉用米・飼料用米の生産状況と今後の見込み

産地・地域名	用途 (米粉・飼料)	品種名	作付面積 (単位: ha)			
			21年産(実績)	22年産(実績)	23年産(実績)	24年産(実績)
合計			0	0	0	0

ウ 米粉用米、飼料用米の複数年栽培契約の取組目標と交付額

産地 (取組年度産)	用途 (米粉・飼料)	21年産(実績)		22年産(実績)				23年産(実績)		24年産(実績)	
		数量(kg)	契約価格 (円/60kg)	数量(kg)	契約価格 (円/60kg)	交付単価 (円/60kg)	交付額 (千円)	数量(kg)	契約価格 (円/60kg)	数量(kg)	契約価格 (円/60kg)
計		0		0			0	0		0	

(注) 一つの協議会において米粉用米と飼料用米を作付する場合は、2段書で記入すること。

(注) 平成21年度第1次補正予算で措置された「需要即応型生産流通体制緊急整備事業(うち、自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業)」において、当該取組を実施した場合にあっては、21年度契約分(実績)及び23年産までの契約分(実績)を記載すること。

エ 助成金の使途

使途の種類	具体的な内容
栽培契約を締結した生産者等に対する助成	
その他複数年契約の推進に不可欠な経費	

2 推進事務費（都道府県及び地域協議会）

都道府県協議会名	推進内容	交付額 (千円)

地域協議会名	推進内容	交付額 (千円)

合	計	0
---	---	---

参考様式第10 - 2号
 需要拡大事業実績報告書（ 食品製造業者等）

食品製造業者等による国産原材料を用いた商品開発等の取組
 需要拡大計画及び事業実績報告

企業名等	商品開発等の概要	国産原材料			商品開発に必要な使用数量 (kg)	22年度交付額 (千円)	備 考
		作目名	品 種 名	産 地			

（注）国産原料の作目名については、麦、大豆、米粉用米及び飼料用米の別を、産地については、 県産、 県 地域産などを記載する。

（注）平成21年度第1次補正予算で措置された「需要即応型生産流通体制緊急整備事業（うち、自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業）」において、当該取組を実施した場合にあっては、備考欄に「H21より取組開始、交付額 千円」と記載すること。

（3） 助成金の使途

商品開発の概要（ ）

	主な取組内容	交付額（円）
商品の開発に要する原材料費、 資材費及び当該商品の宣伝に要する 試供品の原材料費及び資材費		
製造方法の改良のための試験及 び分析に要する経費		
商品開発に必要となる備品の リース経費		
新商品の開発委託費に要する経 費		
新商品の評価に要する経費		
県産品展示会等への出展に要す る経費		
商品の意匠・商標等の開発及び その登録に要する経費		
	合 計	

協議会
(食品製造業者等)
会長 殿
(代表取締役 殿)

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会長 【印】

自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業交付金の額の確定について

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった件について、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業業務方法書第11の2の規定に基づき、下記のとおり額の確定をする。

記

精算額 円

(注)
助成金の返還がある場合は、「精算額」を「返還額」とする。

作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書(案)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会（以下「県協議会」という。）が行う作付拡大条件不利補正対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第10515号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）水田農業構造改革交付金等交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び作付拡大条件不利補正対策事業実施要領（平成21年4月1日付け21生産第10516号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に規定する業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、作付拡大条件不利補正対策事業助成金（以下「助成金」という。）の交付決定に当たって東海農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に要綱第3に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な資金（以下「資金」という。）を安全に管理しつつ、地域協議会（実施要綱第2の2に定める「地域協議会」をいう。）に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正に、適正かつ効率的に運営しなければならない。

2 県協議会は、実施要綱、交付要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、本事業を行う愛知県内の地域協議会に対し、本事業にかかる助成金を交付するものとする。

第2章 資金の管理

(資金の管理)

第3条 県協議会は、本事業に係る資金については、特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

2 県協議会は、本事業に係る助成金の交付は、前項の勘定から行われなければならない。

また、これらの勘定の資金を当該助成金の交付以外の用途に使用してはならない。

3 県協議会は、本事業について、地域協議会ごとに収支を明確にしておかなければならない。

4 県協議会は、第1項の資金を愛知県信用農業協同組合連合会普通預金により管理する。

第3章 作付拡大条件不利補正対策事業の実施

(地域協議会の承認等)

第4条 地域協議会は、実施要綱第3の取組を行おうとするときは、次に掲げる運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、地域協議会の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得て、地域協議会を設置するものとする。なお、既存の協議会を活用して実施要綱第3に定める事業を行おうとする場合には、必要に応じて協議会規約等を改正するとともに、協議会の事業計画を作成し、当該協議会の総会の議決を得るものとする。

- ア 運営規約
 - イ 事務処理規程
 - ウ 会計処理規程
 - エ 文書取扱規程
 - オ 公印取扱規程
 - カ 内部監査実施規程
- 2 地域協議会は、当該地域協議会が主たる事務所を置く愛知県の県協議会に会員名簿、協議会規約等及び地域協議会の事業計画を添えて、実施要領第8の3により申請を行い、その承認を受けなければならない。
 - 3 県協議会は、2の申請の内容を審査し、実施要領第3の1の要件を満たすと認める場合には、申請を受けた日から10日以内を目途にこれを承認し、地域協議会に通知しなければならない。
 - 4 地域協議会は、本事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、5年間保存しなければならない。
 - 5 地域協議会は、1のアの運営規約を変更するときは、参考様式第1号をにより県協議会に変更の承認の申請をしなければならない。
 - 6 地域協議会は、1のイからカまでの規程を変更したときは、参考様式第2号により速やかに都道府県協議会に届け出なければならない。
 - 7 県協議会は、地域協議会が実施要領第3の1の要件を欠いたと認めた場合又は実施要綱第3に定める取組の適正な執行を怠り、これを是正する措置を執らなかったと認めた場合であって、3の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ東海農政局長等から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、3の承認を取り消したときは、その理由を地域協議会に通知しなければならない。

(県作付拡大推進方針)

第5条 県協議会は、実施要領第8の1に定めるところにより県作付拡大推進方針を作成し国の承認を受けた場合、県協議会の区域の地域協議会に参考様式第3号により通知するものとする。

(県作付拡大計画書)

第6条 県協議会長は、実施要領第8の2に定めるところにより県作付拡大計画書を作成し国の承認を受けた場合、県協議会の区域の地域協議会の長（地域協議会の長が定まっていない場合については、市町村長又は他の地域協議会の会員となる予定の者）に参考様式第3号により通知するものとする。

（地域作付拡大計画書）

第7条 地域協議会の長は、本事業を実施しようとする場合には、実施要領別記様式第10号により地域作付拡大計画書を作成し、8月1日までに県協議会長に提出しなければならない。

- 2 県協議会長は、前項の地域作付拡大計画書の提出を受けたときは、その内容が実施要綱、実施要領及び第6条の県作付拡大計画書に照らして適当である場合は、これを承認するものとする。
- 3 地域作付拡大計画書について県協議会の承認を得た地域協議会は、速やかに本事業の助成の対象となり得る者に地域作付拡大計画の内容を周知するものとする。
- 4 地域作付拡大計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更があった場合は、1の規程による手続に準じて行うものとする。

（1）事業の中止又は廃止

（2）地域協議会の変更

（3）事業費の3割を超える増減

（作付拡大営農計画書）

第8条 地域協議会は、実施要領参考様式を参考に作付拡大営農計画書の様式を作成し、本事業の助成の対象となり得る者に配布し、提出期限を定め、当該地域協議会から当該助成金を受けようとする者に必要事項を記入させた上で、その提出を受けるものとする。

- 2 地域協議会は、前項の作付拡大営農計画書の提出を受けるに当たっては、作付拡大営農計画書の提出者に対して、前項の助成金の授受に関して必要な事項についての承諾を得なければならない。
- 3 地域協議会は、地域協議会の区域を越えて耕作している者から作付拡大営農計画書の提出を受けた場合には、関係する地域協議会と調整を行い、その取扱いについて決定するものとする。その結果、助成要件の確認を行うことが不可能であると判断して、当該作付拡大営農計画書に記載された取組の全部又は一部を助成対象から外した場合には、当該作付拡大営農計画書の提出者にその決定の内容及び理由並びに不服を申し立てることのできる期間を参考様式第4号により通知するものとする。
- 4 地域協議会は、前項の通知を受けた者がその内容に不服がある場合には、その者に通知が到達した日から地域協議会の長が定めた期間以内に、その者が助成要件を満たしていることを証明する方法を提示させることにより不服の申立てを受けるものとする。
- 5 前項の不服の申立てを受けた地域協議会は、当該不服を申し立てた者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が妥当であると判断した場合につ

いては、第3項の通知を取り下げ、証明内容の提示の期限を定め、その旨をその者に通知するものとする。また、当該地域協議会は、その者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が不十分であると判断した場合については、不十分な点及び理由をその者に通知するものとする。

注) 捨て作り防止等の助成要件確認のために必要となる書類(単収を確認するための書類等)の提出時期が、作付拡大営農計画書とは異なることに留意すること。

(助成金の申請・請求及び支払)

第9条 地域協議会は、本事業の実施に必要な経費について、参考様式第5号により県協議会に交付を申請するものとする。

2 県協議会は、地域協議会より、本事業の交付申請があった場合には、申請内容について審査し、交付決定した場合において、参考様式第6号により、地域協議会に通知するものとする。

3 地域協議会は、前項の経費について、参考様式第7号により、事業が完了する以前に概算払を請求することができるものとする。

4 県協議会は、地域協議会から、1及び2の交付申請及び概算払請求があり、その内容が適性であると認められた場合には第3条第1項の勘定から、参考様式第8号により、速やかに概算金額を地域協議会に交付するものとする。

5 地域協議会は、1の申請書を提出するに当たって、実施要綱第3の事業について、当該助成金に係る仕入れに係る消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計に補助率を得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合に当たってはこの限りではない。

(助成金の支払)

第10条 地域協議会は、第8条に基づき提出のあった作付拡大営農計画書に記載された取組が実施要綱及び実施要領に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合には、作付拡大営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす作付拡大営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、当該作付拡大営農計画書の提出者に交付額を参考様式第9号により通知するものとする。

2 前項の場合において、県協議会から第9条第3項により交付された本事業に係る助成金があるときは、地域協議会は、当該助成金が交付されてから遅滞なく作付拡大営農計画書の提出者に前項の助成金を交付するものとする。

3 第1項の助成額の計算に当たっては、地域協議会は、助成要件等の確認の結果、作付拡大営農計画書の内容に誤りがある場合にあってはその部分を訂正、追加又は削除し、要件を満たさない取組がある場合にあってはその取組について記載されている部分を削除するものとする。

4 地域協議会は、第1項の交付額の通知を行う際、前項により助成要件等の確認結果に基づき、提出のあった作付拡大営農計画書の内容を訂正、追加又は削除した場合（要件を満たさない取組を削除した場合を含む。以下同じ。）には、その旨を記載するものとする。

また、通知する当該交付額に助成金以外の財源に係る額が含まれる場合には、国費に相当する額を明記するものとする。

（助成金の返納）

第11条 本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会は、本事業に係る助成金の交付を受けた者が、地域協議会から助成金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、その者に対して助成要件を満たさない取組に係る助成金を速やかに返納させなければならない。

2 前項の返納があった場合には、本事業に係る助成金の全部又は一部を県協議会に返納しなければならない。

3 県協議会は、地域協議会が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、本事業に係る助成金の全部又は一部について、返納を求めることができる。この場合には、都道府県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を地域協議会に送付しなければならない。

4 前項の助成金の返納を求められた地域協議会は、前項の期日までに求められた額を県協議会に返納しなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第12条 地域協議会は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県協議会に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、地域協議会は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出しなければならない。

第4章 報 告

（事業実施状況の報告）

第13条 県協議会は、必要に応じて、地域協議会より本事業の実施状況の報告を求めることができるものとする。

（事業実績の報告及び精算払い）

第14条 地域協議会は、事業が完了した日から30日以内または平成23年2月15日のいずれか早い期日までに都道府県協議会に対して、参考様式第10号により、事業の実績を報告し、助成金の精算及び請求するものとする。

2 県協議会は、事業実績報告書及び助成金請求書を受けたときは、その内容について、確認を行うとともに、地域協議会に対して、参考様式第11号により、助成金の額の確定を通知するとともに、必要に応じて精算払いを行い、又は助成金の返還を求めるものとする。

- 3 第9条第5項のただし書きにより交付の申請をした地域協議会は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- 4 県協議会は、事業の実施状況について、地域協議会からの報告を取りまとめ、平成23年3月31日まで実施要領別記様式第12号により、地方農政局長等に報告するものとする。

第5章 雑 則

（事業期間）

第15条 本対策の事業期間は、交付決定日から平成23年3月31日までとする。

（帳簿の備付け等）

第16条 地域協議会は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

- 2 県協議会は、必要に応じて、地域協議会に対し、助成金に係る経理内容を調査し、県協議会への助成金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

（その他）

第17条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、東海農政局長の承認を受け県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、東海農政局長の承認のあった日から施行する。

（平成22年4月 日施行）

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長 殿

住 所

地域協議会
会長 【印】

協議会規約変更承認申請書

協議会規約を下記により変更したいので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第 4 条第 5 項の規定に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 1 協議会規約を変更する理由
- 2 変更箇所（ 協議会規約新旧対照表 ）

- 添付書類
- 1 変更後の 協議会規約案
 - 2 規約の変更を議決した総会の議事録の写し

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長 殿

住 所

地域協議会
会長 【印】

協議会規約 協議会規程変更届出書

協議会 規程を下記により変更したので、作付拡大条件不利補正対策事業
業務方法書第 4 条第 6 項に基づき、関係書類を添えて届出する。

記

- 1 変更した規程の名称
- 2 変更箇所

添付書類 1 変更後の 協議会 規程
2 規程の変更を議決した総会の議事録の写し

番 号
年 月 日

地域協議会長 殿

住 所

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会 長 【印】

平成22年度県作付拡大推進方針（又は県作付拡大計画書）
について

平成22年度 都道府県作付拡大推進方針（又は都道府県作付拡大計画書）を
策定したので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第5条（又は第6条）の
規定に基づき通知する。

（注） 東海農政局長に提出した県作付拡大推進方針（又は作付拡大計画書）を添
付すること。

番 号
年 月 日

殿

住 所

地域協議会
会 長 【印】

作付拡大営農計画書に記載された取組の（全部・一部）を助成対象から除外することについて

平成 22 年 月 日付けで提出のあった作付拡大営農計画書に記載された取組のうち、その（全部・一部）を下記のとおり助成対象から除外することとしたので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第 8 条第 3 項の規定に基づき通知する。

なお、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第 8 条第 4 項の規定により不服を申し立てる場合には、この通知が到達した日から 日以内に、助成要件を満たしていることを証明する方法を書面により又は直接（事務所の所在地）に出頭の上、申し立てられたい。

記

- 1 決定の内容
の除外
××の除外

- 2 理由

により助成要件の確認を行うことが不可能であると判断したため。

番 号
年 月 日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長 殿

住 所

地域協議会
会 長 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業の交付申請について

平成 2 2 年 月 日付け 第 号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第 9 条第 1 項の規定により 円の交付を申請をする。

(注)

1. 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
2. 前記 1 より、計画承認の事業内容から変更して交付申請所を提出する場合は、本文中の「平成 年 月 日付けで計画承認があった事業計画内容のとおり事業をしたいので」を「平成 年 月 日付けで計画承認があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。

番 号
年 月 日

地域協議会長 殿

住 所

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会 長 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業の交付決定通知について

平成 2 2 年 月 日 第 号で申請のあった交付申請について、作付拡大
条件不利補正対策事業業務方法書第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり交付
決定をしたので通知する。

記

交付決定額

円

番 号
年 月 日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長 殿

住 所

地域協議会
会 長 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業に係る助成金の概算払い請求について

平成22年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、概算払いの請求をしたいので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

請求額： 円

(注) 交付額の計算の基礎となった資料及び助成要件の確認資料を提示すること。

2 振込先

(注)
複数回に分けて請求する場合で、2回目以降の請求にあっては、「交付されたく」を「追加交付されたく」と置き換える。

番 号
年 月 日

地域協議会長 殿

住 所

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会 長 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業に係る助成金額について

平成 22 年 月 日付け 第 号で請求のあった作付拡大条件不利補正対策事業に係る助成金額については、下記のとおり交付したので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第 9 条第 4 項に基づき通知する。

記

(単位 : 円)

1 固定払相当

		交 付 額	
		うち国費	
既 交 付 額	合計		
	内 訳	小麦	
		二条大麦	
		六条大麦	
		はだか麦	
	大豆		
今 回 交 付 額	合計		
	内 訳	小麦	
		二条大麦	
		六条大麦	
		はだか麦	
	大豆		

北海道にあつては、必要に応じててん菜、でん粉原料用ばれいしょを追加すること。

(単位 : 円)

2 推進事務費

		交 付 額	
		うち国費	
既交付額			
今回交付額			

殿

住 所

地域協議会
会 長 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業に係る助成金額の通知について

平成 年 月 日付けで提出のあった作付拡大営農計画書兼交付金申請の内容のうち下記の内容について助成金を交付したので通知する。

- 1 なお、作付拡大営農計画書と記載内容が異なる点については、本協議会が助成要件等の確認を行った結果、作付拡大営農計画書の内容に誤りがあった又は要件を満たさなかったことによるものであることを申し添える。

記

(単位：円)

			員数	単価	交付額		備 考
					うち国費		
内 訳		小麦					
		二条大麦					
		六条大麦					
		はだか麦					
		大豆					
合計							

- (注) 1 北海道にあっては、必要に応じててん菜、でん粉原料用ばれいしょを追加すること。
- 2 助成要件等の確認結果に基づき、作付拡大営農計画書の内容について、助成要件等の確認結果に基づき、作付拡大営農計画書の内容を修正した場合には、修正に係る欄に2段書き(上段に修正前をカッコ書き、下段に修正後)するか、その修正の内容を備考欄に記載するか、又はその修正の内容を別葉に記載して添付すること。
- 3 単価調整を実施した場合には、その旨を備考欄に記載するか、又はその旨を別葉に記載して添付すること。
- 4 電算機等による処理等による場合には、内容の変更を伴わない限り必要に応じて様式を変更できるものとする。

記入上の注意

- 1 助成要件等の確認結果に基づき、作付拡大営農計画書の内容を修正した場合には、1に記載すること。

番 号
年 月 日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長 殿

住 所

地域協議会
会 長 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業の実績報告について

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知があった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、作付拡大条件不利補正対策事業業務方法書第 14 条第 1 項の規定により、下記によりその実績を報告する。
また、併せて、精算額として 円の交付を請求する。

記

(単位：円)

1 固定払相当

		交 付 額	
		うち国費	
合計			
内訳	小麦		
	二条大麦		
	六条大麦		
	はだか麦		
	大豆		

北海道にあつては、必要に応じててん菜、でん粉原料用ばれいしょを追加すること。

(単位：円)

2 推進事務費

		交 付 額	
		うち国費	

番 号
年 月 日

地域協議会長 殿

住 所

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
会 長 【印】

作付拡大条件不利補正対策事業の額の確定について

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった件について、作付拡大
条件不利補正対策事業業務方法書第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり額の
確定をする。

記

精算額： 円

(注) 助成金の返還がある場合は、「精算額」を「返還額」とする。

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会
耕畜連携粗飼料増産対策事業業務方法書（案）

平成22年 月 日制定

第1章 総 則

（目的）

第1条 この業務方法書は、耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2065号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2066号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金等交付要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2067号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会（以下「県協議会」という。）が行う耕畜連携粗飼料増産対策事業（以下、「耕畜連携事業」という）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、実施要領、交付要綱、耕畜連携事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって東海農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に資金を安全に管理しつつ、県協議会が行う地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）が行う耕畜連携事業の補助金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営しなければならない。

2 県協議会は、実施要綱、実施要領、その他の法令等を遵守するとともに本業務方法書に定めた手続に従って耕畜連携事業を行う地域協議会に対し、補助金を交付するものとする。

第2章 事業の実施

（耕畜連携粗飼料増産計画書）

第3条 県協議会長は、実施要綱第7の3に定めるところにより、耕畜連携粗飼料増産計画書を作成し、国の承認を受けた後、県協議会の区域の地域協議会長に別紙様式第1号により通知するものとする。

（耕畜連携粗飼料増産地域計画書）

第4条 地域協議会長は、耕畜連携事業を実施しようとする場合には、実施要綱第7の2により耕畜連携粗飼料増産地域計画書（以下、「耕畜連携地域計画書」という）を作成し、県協議会長が定める日までに県協議会長に承認を申請しなければならない。

- 2 県協議会長は、前項の申請を受けたときは、その内容が実施要綱、実施要領及び第3条の耕畜連携粗飼料増産計画書に照らして適当であることを確認の上、申請を受けた日から10日以内に東海農政局長に協議するものとする。
- 3 県協議会長は、前項により東海農政局長の同意を得たときは、第1項により申請のあった耕畜連携地域計画書を承認し、地域協議会長にその旨を通知するものとする。
- 4 耕畜連携地域計画書の承認を受けた地域協議会長は、速やかに耕畜連携事業の補助の対象となり得る者（以下「耕畜連携事業助成実施予定者」という。）に耕畜連携地域計画書の内容を周知するものとする。
- 5 地域協議会長は、耕畜連携地域計画書を変更しようとする場合は、第1項に準じて事業を行う年度の12月31日までに、県協議会に申請しなければならない。
- 6 県協議会長は、変更承認申請のあった耕畜連携地域計画書については、第2項から第4項に準じて手続等を行うものとする。

（耕畜連携営農計画書）

第5条 地域協議会長は、実施要領別記様式6に定める耕畜連携営農計画書を、耕畜連携事業実施予定者に配布し、提出期限を定め、耕畜連携事業実施予定者に必要事項を記入させた上で、その提出を受けるものとする。

なお、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第8の5の営農計画書と兼用する場合は、同対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号総合食料局長、生産局長、経営局長通知）第5の6の規定に配慮するものとする。

- 2 地域協議会長は、耕畜連携営農計画書の提出を受けるに当たっては、耕畜連携営農計画書の提出者に対して、補助金の授受に関して必要な事項についての承諾を得なければならない。
- 3 地域協議会長は、地域協議会の区域を越えて耕作している者から耕畜連携営農計画書の提出を受けた場合には、関係する地域協議会と調整を行い、その取扱いについて決定するものとする。その結果、助成要件の確認を行うことが不可能であると判断して、当該耕畜連携営農計画書に記載された取組の全部又は一部を補助対象から外した場合には、当該耕畜連携営農計画書の提出者にその決定の内容及び理由並びに不服を申し立てることのできる期間を別紙様式第2号により通知するものとする。
- 4 地域協議会長は、前項の通知を受けた者がその内容に不服がある場合には、その者に通知が到達した日から地域協議会長が定めた期間以内に、その者が助成要件を満たしていることを証明する方法を提示させることにより不服の申立てを受けるものとする。

- 5 前項の不服の申立てを受けた地域協議会長は、当該不服を申し立てた者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が妥当であると判断した場合には、第3項の通知を取り下げ、証明内容の提示の期限を定め、その旨をその者に通知するものとする。また、当該地域協議会長は、その者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が不十分であると判断した場合には、不十分な点及び理由をその者に通知するものとする。

第3章 交付手続

(交付申請)

第6条 地域協議会長は、補助金の交付を受けようとするときは、県協議会長が別に定める日までに別紙様式第3号による交付申請書を県協議会長に提出しなければならない。

- 2 地域協議会長は、前項の申請書の提出に当たって、各助成対象者について当該補助費に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の補助金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第7条 県協議会長は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、各事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定するものとし、補助金の交付を決定したときは、速やかに別紙様式第4号による交付決定通知書を地域協議会長に送付しなければならない。

- 2 県協議会長は、前項の交付決定に際して、補助金の計算方法に誤りがあるとき、助成要件等の確認方法若しくはその結果が不適切であると認めるとき又はその他適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

- 3 県協議会長は、第1項の交付決定に際して、実施要綱、実施要領、交付要綱、東海農政局長から付された条件及び本業務方法書その他の法令等に従うこと、その他必要な条件を付すことができる。

4 地域協議会長は、第1項の交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請の取り下げをすることができる。この申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものと見なす。

(交付決定の取消し)

第8条 県協議会長は、補助金の交付を受けた地域協議会が、補助金の他の用途への使用、その他、事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したと認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 県協議会長は、地域協議会から耕畜連携事業の補助金を受けた者(以下「耕畜連携事業実施者」という。)が、実施要綱等に違反したと認められたときは、地域協議会長に対し、当該補助金に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 第1項及び第2項の交付決定の取消しは、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用されるものとする。

4 県協議会長は、第1項又は第2項の交付決定の取消しをしたときは、速やかにその内容及び理由を地域協議会長に通知しなければならない。

(耕畜連携事業に係る補助金の請求及び支払)

第9条 地域協議会長は、第4条の耕畜連携地域計画書に示された額の範囲内で、耕畜連携事業の補助の対象となり得る者への補助に必要な経費について2月末日までに別紙様式第5号により県協議会長に請求するものとする。

2 前項の耕畜連携事業実施予定者への補助に必要な経費に係る部分の請求については、地域協議会は、第5条に基づき提出のあった耕畜連携営農計画書に記載された取組が耕畜連携地域計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、補助することが適当と認められる取組に係る補助金額を取りまとめてするものとする。その結果、その請求額が割当額から既に交付された額を控除した額を超える場合には、耕畜連携地域計画書に定めるところに従い、単価の調整等により対応するものとする。

3 県協議会は、地域協議会から第1項の請求があり、その内容が適正であると認められた場合には、第14条第1項の耕畜連携事業勘定の資金から速やかに補助金を地域協議会に交付するとともに、別紙様式第6号により通知するものとする。

第10条 地域協議会は、第5条に基づき提出のあった耕畜連携営農計画書に記載された取組が耕畜連携地域計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、補助することが適当と認められる場合には、耕畜連携地域計画書に定められた補助

金の計算方法（割当額を超えた場合における対応を含む。）に従い、営農計画書の提出者ごとの補助金額を計算し、助成要件を満たす耕畜連携営農計画書の提出者に補助金を交付するとともに、当該耕畜連携営農計画書の提出者に別紙様式第7号により補助金額を通知するものとする。

2 前項の補助金額の計算に当たっては、地域協議会は、助成要件等の確認の結果、営農計画書の内容に誤りがある場合にあってはその部分を訂正、追加又は削除し、要件を満たさない取組がある場合にあってはその取組について記載されている部分を削除するものとする。

3 地域協議会長は、第1項の補助金額の通知を行う際、前項により助成要件等の確認結果に基づき提出のあった営農計画書の内容を訂正、追加又は削除した場合（要件を満たさない取組を削除した場合を含む。以下同じ。）又は前条第2項により割当額を超えたことによる単価の調整等を行った場合には、その旨を記載するものとする。

（事業の実施に必要な経費の請求等）

第11条 県協議会長及び地域協議会長は、耕畜連携事業の実施に必要な経費（第3条の耕畜連携粗飼料増産計画書で定められている場合に限る。）を資金から充当することができるものとする。

（補助金の返還）

第12条 耕畜連携事業実施者が、地域協議会から補助金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、地域協議会に対して助成要件を満たさない取組に係る補助金を速やかに返還させなければならない。

2 地域協議会は、前項の返還があった場合又は県協議会から補助金を受けた後、当該地域協議会が事業の推進に要した経費が県協議会に請求したときに必要であるとした経費の額を下回った場合には、県協議会に返還しなければならない。

3 県協議会は、地域協議会から補助金の返還があった場合は、第14条第1項の各事業勘定で管理するものとする。

4 県協議会長は、地域協議会が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、補助金の全部又は一部について、返還を求めることができる。この場合には、県協議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を地域協議会長に送付しなければならない。

5 前項の補助金の返納を求められた地域協議会は、前項の期日までに求められた額を県協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議

会長は、県協議会長に対し、期日の延長又は返還の全部若しくは一部の取消しを求めることができる。この措置を求める場合には、地域協議会長は、期日までに返還できない理由又は返還を困難とする理由を記載した書面を返還の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。

- 6 県協議会長は、前項の期日の延長又は返還の全部若しくは一部の取消しを求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の額及び返納の期日を記載した書面（期日の延長の場合にあっては返納の期日のみを、返納の全部の取消しの場合にあってはその旨を記載した書面）を地域協議会長に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を地域協議会長に通知するものとする。
- 7 県協議会長は、地域協議会が返還を相当の期間行わない場合又は第5項の返還を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合にあっては第4項の期日に第5項の書面を県協議会長が提出を受けた日から前項の書面が地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）が経過してもなお行わない場合には、地域協議会への耕畜連携事業に係る補助金の交付を停止するものとする。また、県協議会長は、東海農政局長から当該地域協議会の耕畜連携地域計画書の承認を取り消すこと、当該年度の当該地域協議会の補助金額を国に返還することその他とるべき措置について指示を受けるものとする。

（事業の中止又は廃止）

第13条 地域協議会長は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県協議会に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、地域協議会長は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出しなければならない。

第4章 資金の管理

（資金の管理）

第14条 県協議会は、補助金を受けて造成した資金について、耕畜連携粗飼料増産対策事業勘定を設けて管理するものとする。

- 2 前項の耕畜連携粗飼料増産対策事業勘定については、地域協議会ごとに収支を明確にするものとする。
- 3 県協議会は、耕畜連携事業に係る補助金にあっては耕畜連携粗飼料増産対策事業勘定から補助するものとする。
- 4 県協議会は、第1項の資金を愛知県信用農業協同組合連合会普通預金により管理す

るものとする。

- 5 県協議会長は、耕畜連携事業を終了した場合において、耕畜連携粗飼料増産対策事業勘定になお残余があるときは、その取扱いについて東海農政局長の指示を受けるものとする。

第5章 報告

(事業実績の報告)

第15条 事業実施年度の実績を地域協議会長は実施要領別記様式10により、実績報告書を作成し、3月31日までに県協議会長に報告するものとする。

- 2 県協議会長は、前項の報告を取りまとめ、実施要領別記様式11により、4月30日までに、東海農政局長へ報告するものとする。

第6章 雑 則

(事業期間)

第16条 本対策の事業期間は、平成22年度とするものとする。

(帳簿の備付け等)

第17条 地域協議会及びその会員は、耕畜連携事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

- 2 県協議会長は、必要に応じて、地域協議会に対し、耕畜連携事業に係る経理内容を調査し、県協議会への補助金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第18条 本業務方法書に定めるもののほか、耕畜連携事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、東海農政局長の承認を受けてから県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、東海農政局長の承認のあった日から施行する。

別紙様式第 1 号

番 号
年 月 日

地域水田農業推進協議会長 殿

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長

平成 22 年度耕畜連携粗飼料増産計画書の制定（改正）について

耕畜連携粗飼料増産計画書を制定（改正）したので、耕畜連携粗飼料増産対策事業業務方法書第 3 条の規定に基づき通知する。

注：東海農政局長から承認を受けた愛知県耕畜連携粗飼料増産対策計画書を添付すること。

氏 名 殿

住所

地域水田農業推進協議会長

代表者

印

耕畜連携粗営農計画書に記載された取組の（全部・一部）を助成対象から除外することについて

平成 年 月 日付けで提出のあった耕畜連携粗営農計画書に記載された取組のうち、その（全部・一部）を下記のとおり助成対象から除外することとしたので、耕畜連携粗飼料増産対策事業業務方法書第 5 条第 3 項の規定に基づき、通知する。

なお、耕畜連携粗飼料増産対策事業業務方法書第 5 条第 4 項の規定により不服を申し立てる場合には、この通知が到達した日から 10 日以内に、助成要件を満たしていることを証明する方法を書面により又は直接 地域水田農業推進協議会(事務所の所在地)に出頭のうえ、申し立てられたい。

記

1 決定の内容

2 理由

番 号
年 月 日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長 殿

住所
地域水田農業推進協議会
代表者

平成22年度耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、耕畜連携粗飼料増産対策事業業務方法書第6条第1項の規定により、耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金 円の交付を申請する。

記

別紙のとおり。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容

事業の内容	総事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
	円	円	円	
合計				

3 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費	補助事業に要する経費 (a) + (b)	負担区分				備考
			国庫補助金 (a)	都道府県協議会費 (b)	地域協議会費 (c)	その他 (d)	
	円	円	円	円	円	円	
合計							

4 事業完了予定 年 月 日

5 収支予算
(1) 収支の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	

1 補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
耕畜連携粗飼料増産対策事業	円	円	円	円	
合 計					

- 5 添付資料
 助成対象者は、定款、事業報告書等を添付。地域水田農業推進協議会は規約等を添付。
 その他必要と思われる資料
 別添として、「3号(様式B)」を添付すること

3号(様式B)

平成22年度 耕畜連携粗飼料増産対策事業の取組計画総括表

助成対象者区分	助成区分	助成対象者数 (人)	助成対象面積 (㎡)	助成単価 (円/㎡)	事業費 (円)	国庫補助金 (円)	備考
			①	②		④=①×②	
認定農業者 特定農業団体 生産集団	わら専用稲の生産						
	水田放牧の取組						
	資源循環の取組						
	畑作付地等への新規作付拡大						
合計	わら専用稲の生産						
	水田放牧の取組						
	資源循環の取組						
	畑作付地等への新規作付拡大						

【記入上の注意】

- 1 助成対象者区分の欄には、認定農業者、特定農業団体、生産集団の別を記入すること。
- 2 助成単価の欄については、地域協議会が定める単価とすること。
- 3 電算機等による処理等による場合は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県水田農業推進協議会への提出は電磁的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式作られた記録をいう。)によることができるものとする。

農 業 者 別 明 細

地域水田農業推進協議会名	
--------------	--

助成対象者情報	助成対象者区分	助成区分	助成対象 面 積 (㎡) ①	助成単価 (円/㎡) ②	事業費 (円) ③	国庫補助金 (円)	備考
						④=①×②	
	わら専用稲の生産						
	水田放牧の取組						
	資源循環の取組						
	畑作付地等への新規作付拡大						
	小計						

【記入上の注意】

- 1 助成対象者情報の欄には、農家番号、助成対象者等を記入すること。
- 2 助成対象者区分の欄には、①認定農業者、②特定農業団体、③生産集団を記入すること。
- 3 助成単価の欄については、地域協議会が定める単価とすること。
- 4 電算機等による処理等による場合は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県水田農業推進協議会への提出は電磁的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式作られた記録をいう。)によることができるものとする。

番 号
年 月 日

地域水田農業推進協議会長 殿

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長

平成22年度耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金の交付決定の通知について

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金については、耕畜連携粗飼料増産対策事業業務方法書第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規定により通知する。

記

1 補助金交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった耕畜連携粗飼料増産対策事業とし、その内容は申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによる。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 補助事業に要する経費及び補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

4 補助金の確定額は、補助事業に要した経費の実支出額に耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2067号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別表に定められている補助率を乗じて得た額とする。

5 助成対象者（地域水田農業推進協議会長）は、適正化法、適正化法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、交付要綱及び耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2065号農林水産事務次官依命通知）に従わなければならない。

6 上記5のほか、次に掲げる条件に従わなければならない。

（1）助成対象者（地域水田農業推進協議会長）は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合においては、次の条件に従わなければならない。

助成対象者（地域水田農業推進協議会長）は、補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。

助成対象者（地域水田農業推進協議会長）は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長に報告するとともに、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（2）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

別紙様式第 5 号

番 号
年 月 日

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長 殿

住所
地域水田農業推進協議会
代表者 印

平成 2 2 年度耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、
耕畜連携粗飼料増産対策事業業務方法書第 9 条第 1 項の規定に基づき概算払の請求
をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区 分	補助事業 に要する 経費	国庫補 助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A)-((B)+(C))		事業 完了 予定 年月 日	備 考
			金 額	出来高	金 額	月 日まで 予定出 来高	金 額	月 日まで 予定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 「区分」の欄には、別紙様式第 3 号の記の 3 の表の「区分」の欄に記載され
た事項について記載すること。

添付書類 別記様式代 3 号の 3 号 (様式 B) の総括表を添付すること。

番 号
年 月 日

地域水田農業推進協議会 殿

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長

平成 2 2 年度耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金の支払額について

平成 年 月 日付け 第 号で請求のあった耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金の支払額については、下記のとおりとしたので、耕畜連携粗飼料増産対策事業業務方法書第 9 条第 3 項の規定に基づき通知する。

記

区分	支払額	
		うち国庫分
交付決定額(a)	円	円
既支払額(b)	円	円
今回支払額(c)	円	円
支払額合計 ((b) + (c))	円	円

番 号
年 月 日

氏 名 殿

地域水田農業推進協議会長

平成22年度耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金の支払額の通知について

平成 年 月 日付け提出のあった耕畜連携営農計画書の内容のうち下記の内容について補助金を支払ったので通知する。

1 なお、耕畜連携粗営農計画書と記載内容が異なる点については、本協議会が助成要件等の確認を行った結果、当該営農計画書の内容に誤りがあった又は要件を満たさなかったことによるものであることを申し添える。

2 また、 により（単価調整等）を行うこととしたので、併せて申し添える。

記

別紙のとおり。

（別紙として、3号（様式B）の農業者別明細の表を参考に、当該営農計画書提出者毎に支払額等の表を作成し、添付。）